

京都府移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、京都府内への移住及び定住を促進するため、京都府と市町村とが共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき市町村が国及び京都府と連携して実施する移住支援事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（京都府内の市町村の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。）をした者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた者であって、転入をした日前10年間において東京都区部内に住所を有していた期間の合計が5年以上であるもの
 - イ 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日前10年間において東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間（当該期間以外の期間のうちに東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間に準じる期間として知事が認める期間があるときは、当該期間に東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間を加えた期間）の合計が5年以上である者であって、転入をした日前3月において引き続き1年以上、当該事業所において業務に従事していたもの（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部を除く。）に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。）
- (4) 移住先就業 次に掲げる要件を全て満たす就業であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。
 - ア 知事が指定する事業者に新たに雇い入れられること。
 - イ アの事業者の事業所（東京圏外に所在するものに限る。）において業務に従事すること。
- (5) テレワーク移住 移住者がその転入前に就業していた事業者の業務に引き続き従事するときの転入であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。

- (6) 移住先起業 次に掲げる要件を全て満たす法人の設立又は個人が行う事業の開始であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。
ア 法人にあっては当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が、個人にあっては所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条の届出書を提出した税務署長の管轄区域が東京圏外又は条件不利地域内であること。
イ 京都府の区域内で事業を実施していると認められること。
- (7) 移住支援事業 市町村が対象移住者等（次に掲げる要件を全て満たす移住者及びこれに相当する者として知事が認める者をいう。以下同じ。）に対して、支援金を交付する事業をいう。
ア 移住先就業、テレワーク移住又は移住先起業したこと。
イ 当該市町村に転入をした日以後 3 月を経過した日から当該市町村に転入をした日後 1 年を経過するまでの間に、当該市町村に対して支援金の交付を申請したこと。

（補助する支援金の範囲）

第3条 前条第 7 号に規定する支援金の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内とする。

- (1) 対象移住者等が属する世帯の世帯員の数が 2 以上の場合 100 万円
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 60 万円

（補助金の額）

第4条 第 1 条に規定する経費に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額に 4 分の 3 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）以内の額とする。

- (1) 前条に規定する支援金の額の範囲内において市町村が交付した支援金の合計額
(2) 移住支援事業の実施のため、市町村が事務に要した経費のうち知事が認める経費の範囲内において、前号の額に 100 分の 2 を乗じて得た額

（交付申請）

第5条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請書は、別に定める様式によるものとする。

（移住支援事業の内容変更又は中止）

第6条 補助金の交付決定を受けた市町村が、移住支援事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、別に定める様式による申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。ただし、別に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

（実績報告）

第7条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の 3 月 10 日までに提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 知事は、規則第 17 条に規定する場合のほか、第 2 条第 6 号に規定する支援金の交付を受けた対象移住者等が、当該支援金に係る転入をした日から 5 年以内に、当該転入をした市町村以外の市町村の区域に住所を定めたことが判明した場合は、補助金を交付した市町村に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の京都府移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 11 月 1 日以後に同告示第 2 条第 3 号の転入をした者について適用し、同日前に同号の転入をした者については、なお従前の例による。